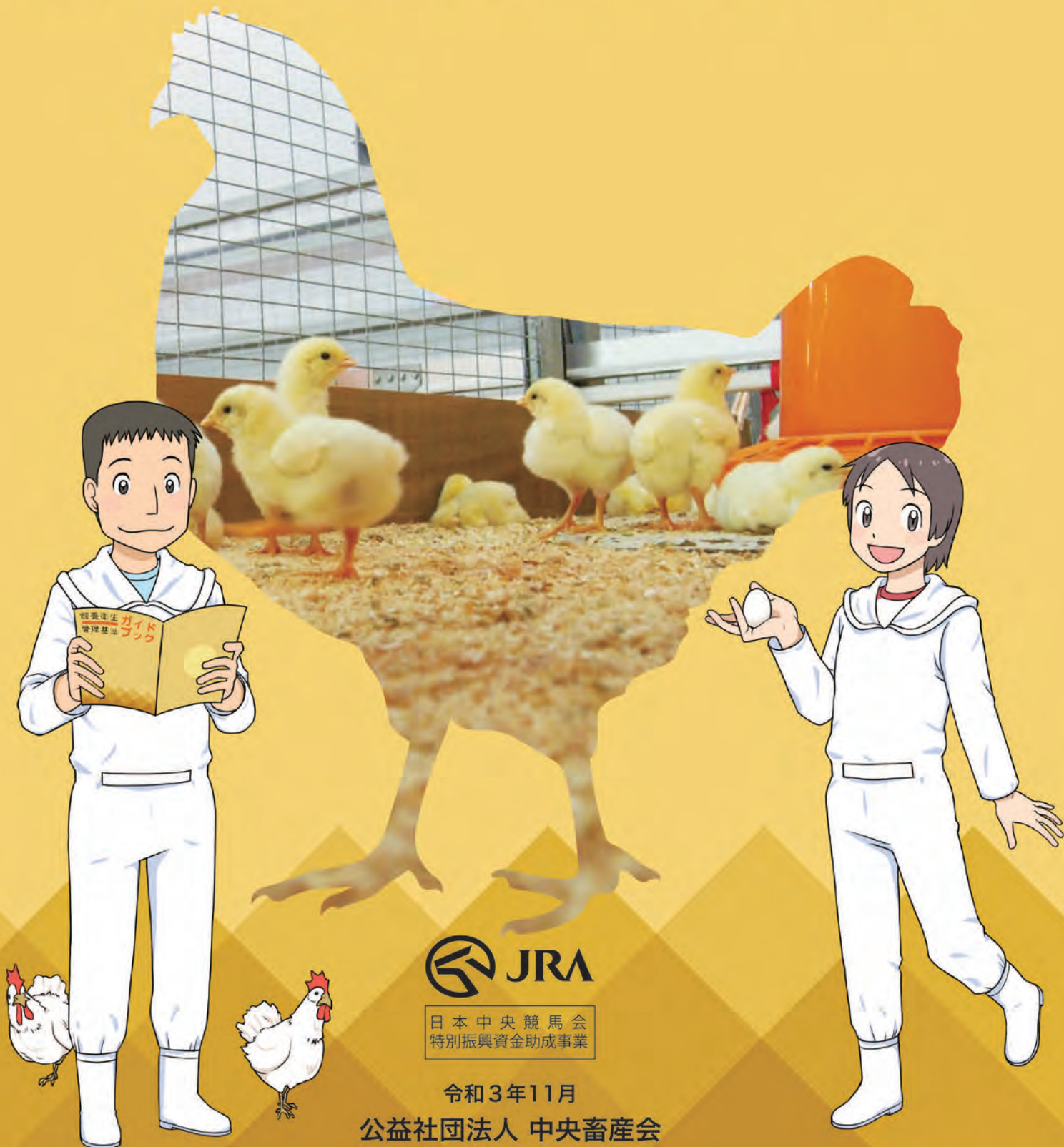


飼養衛生ガイドブック

鶏その他家きん編

管理基準



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

令和3年11月

公益社団法人 中央畜産会

はじめに

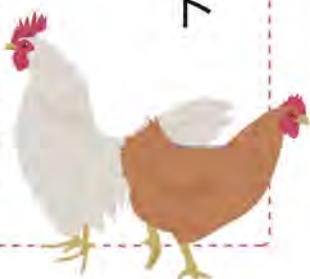
平成30年9月以降の我が国での豚熱（CSF）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生拡大を受け、農林水産省は我が国の家畜防疫をよりの確に実施する観点から、令和2年に家畜伝染病予防法を改正しました。

これに伴い、家畜伝染病予防法第12条の3に規定している、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準である飼養衛生管理基準も全畜種について改正しました。

今般の飼養衛生管理基準の改正では、取組の目的ごとに次のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類し、より具体的な内容を示しています。

飼養衛生管理基準分類リスト

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止



Ⅰにおいては、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等を規定し、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な衛生管理の取組等を定めています。

この度、公益社団法人中央畜産会では、公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受け、令和3年度飼養衛生管理基準普及啓発推進対策事業により令和3年10月に施行された鶏等の飼養衛生管理基準を説明したガイドブックを作成しました。

作成に当たっては、わかりやすく、現場に即したものとなるよう、資料作成委員会を設置し、意見を聴くとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課の指導の下、全国農業協同組合連合会の専門家からもご意見を頂戴しました。

本ガイドブックが、生産者の皆様における飼養衛生管理基準の意義に対する理解の向上と自主的な家畜伝染病の発生・侵入防止体制の構築の一助となれば幸いです。

目次

※ の番号は飼養衛生管理基準の各項目番号となります。

I 家畜防疫に関する基本的事項

プロローグ

03

人に関する事項

1 ~ 6

04

飼養環境に関する事項

7 ~ 9

07

家きんに関する事項

10

10

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

人に関する事項

11 ~ 14

11

物品に関する事項

15 ~ 18

13

家きんに関する事項

19

17

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

人に関する事項

20 ~ 21

19

物品に関する事項

22 ~ 23

20

野生動物に関する事項

24 ~ 26

21

飼養環境に関する事項

27 ~ 28

23

【特集】令和2年度の高病原性鳥インフルエンザ発生農場で確認された事案紹介（疫学調査チームの現地調査結果）

25

家きんに関する事項

29

27

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

人に関する事項

30

29

物品に関する事項

31 ~ 32

31

家きんに関する事項

33 ~ 35

33

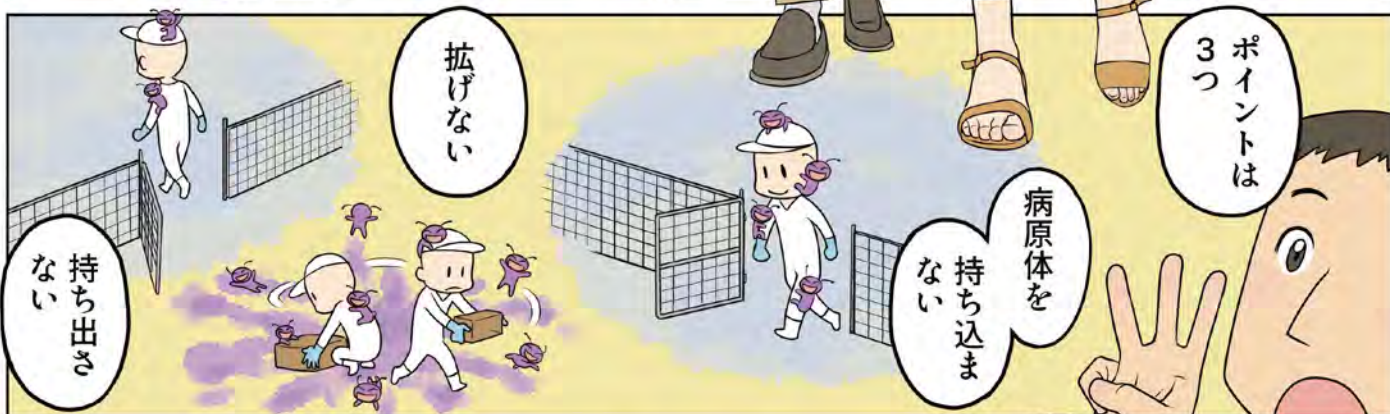
付録

消毒薬について

35

用語集

37



人に関する事項

1

5

6

家さんの所有者の責務・家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底・記録の作成及び保管・大規模所有者が講ずる措置・獣医師等の健康管理指導

飼養衛生管理基準の

見直しでは、家畜の所有者に対して様々な責務が明記されたので、最新の情報を確認していかないかね。これからは農場ごとに担当の獣医師または診療施設を定めないといいないんだ。うちには獣医師のたま子先生がいるから、定期的に、たま子先生に勉強会をお願いしているんだ。

すむエッグファームの

担当の獣医師のたま子です。

早速だけど、新しい飼養衛生管理基準について説明しますね。難しい言葉の解説は巻末の用語集をみてね。

よろしくお願いします。



家さんの所有者は

家畜防疫の

最前線を担っていて、

家さんの伝染性疾病の

発生予防とまん延防止に

努める責任があります。

その責任を果たすための

決まりごとが、

飼養衛生管理基準です。

まずは、基本事項として、

以下の内容を

準備・作成するように

定められているんですよ。

わかりました！

なるほどな。



5

大規模所有者は、特定症状発見時の
通報ルールを作成し、全従業員に
周知徹底すること

通報ルール
その1
その2

大規模所有者は、家きん舎ごとに
担当の飼養衛生管理者を
配置すること

都道府県知事が認めた
大規模所有者は、
対応計画を策定すること

6

担当の獣医師又は
診療施設を定めること

1

家さんの所有者は衛生管理に
対する責務を理解し、
飼養衛生管理者は衛生管理の
取組を実施すること

2

農場の平面図を作成すること
家保の検査及び指導を受けること

3

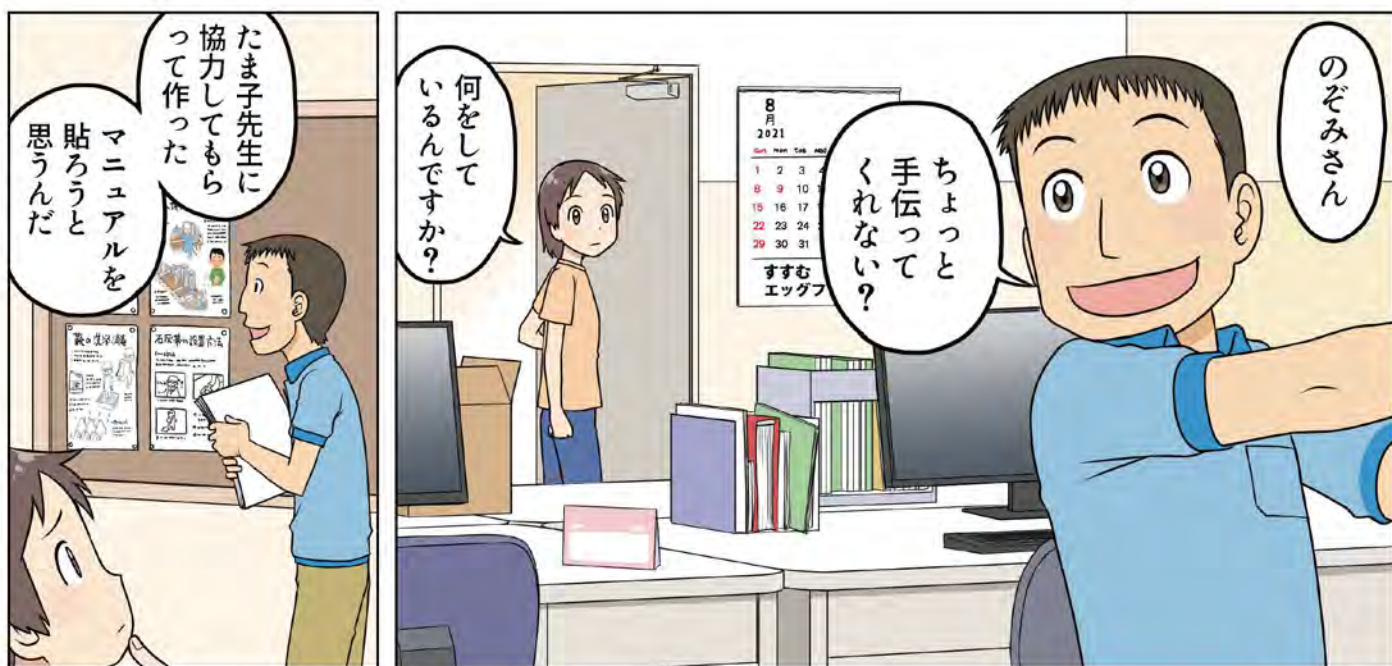
飼養衛生管理
マニュアルを作成すること



4

衛生管理記録を作成し、
1年間保管すること





人に関する事項

3

5

飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底・記録の作成及び保管・大規模所有者が講ずる措置

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

飼養衛生管理基準の項目について詳しく見てみましょう。

家きんの所有者の具体的な責務が明記されたんですね。

飼養衛生管理マニュアルは次の点に注意して作成しましょう。



1 飼養衛生管理基準に掲げる事項を規定するマニュアルの作成

2 獣医師等の専門家の意見を反映させること

3 従事者や外部事業者がマニュアルを遵守するよう冊子の配布・掲示等すること

4 家きんの伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に関する情報を従事者や外部事業者に周知徹底すること

4 記録の作成及び保管

記録は1年間保管しましょう。

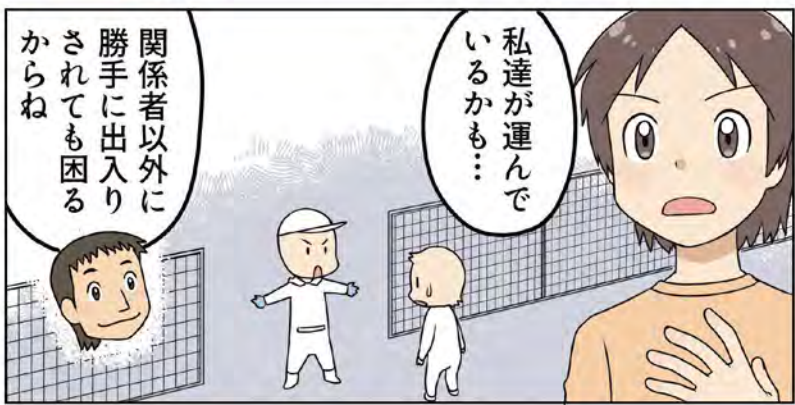
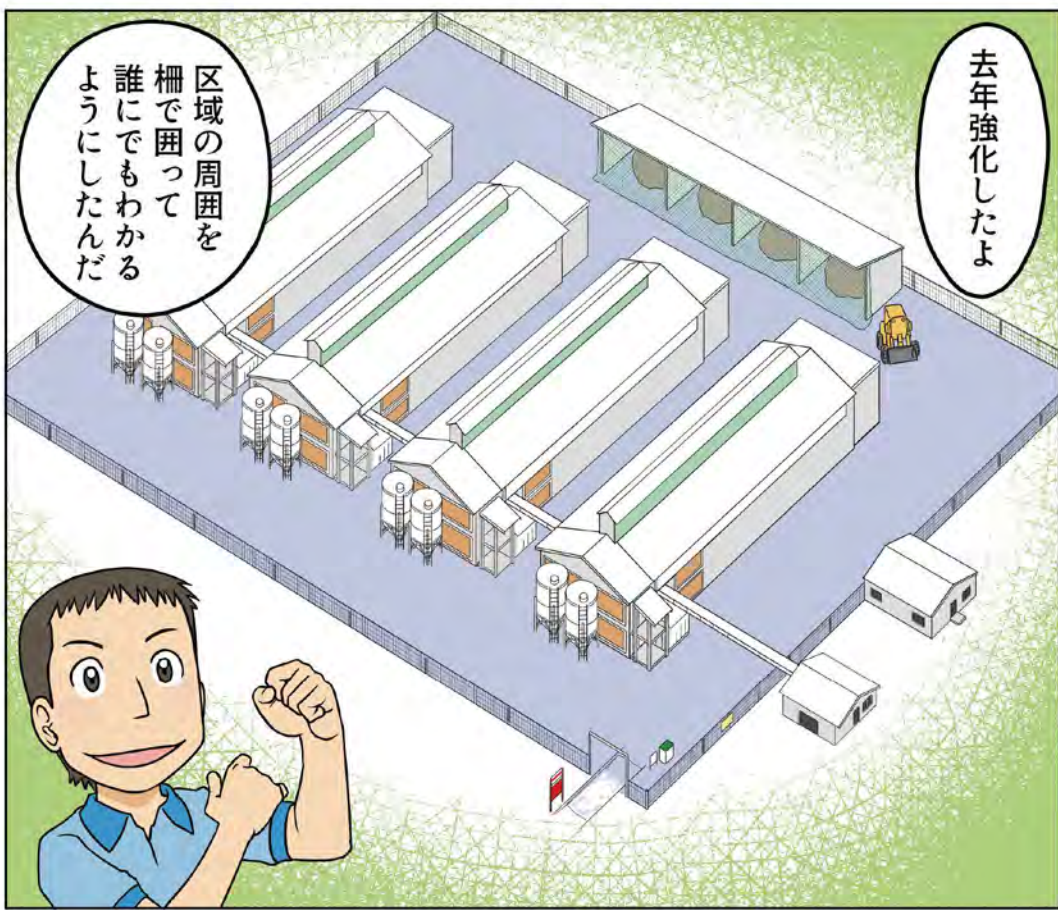
次の項目の記録の目的は、家きんの伝染病発生時に迅速に感染ルートを特定するためのものです。

- (1) 衛生管理区域に立ち入った者の、氏名・住所・所属・立入年月日、目的など
- (2) 従事者が海外渡航した場合の国や地域の名称と滞在期間
- (3) 導入した家きんの導入日、種類、羽数、健康状態、導入元の名称
- (4) 出荷または移動を行った家きんの移動日、種類、羽数、健康状態、移動先の名称
- (5) 飼養する家きんの羽数、日齢、異状の有無、獣医師による診療結果など
- (6) 家保、担当の獣医師などからの指導の内容

5 大規模所有者が講ずる措置

特定症状を発見した場合は、私の許可がなくても家保に連絡するよう、従業員には周知しているよ。
令和3年10月の改正で、大規模所有者には『家きん舎ごとくに担当の飼養衛生管理者を配置すること』などの追加的措置を講ずるよう定められたんですね。





飼養環境に関する事項

7

衛生管理区域の設定

7 衛生管理区域の設定

飼養衛生管理基準では、農場への病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として、衛生管理区域の設定が義務付けられていますよ。衛生管理区域は、以下を含みます。

- ① 家きんを飼養する施設
- ② 家きんに直接接触する物品の保管場所
- ③ 家きんに直接触れた者が消毒や衣服及び長靴の交換を行わずに行動する範囲

また、衛生管理区域とそれ以外の区域は誰にでも明確に認識できるように区分する必要がありますし、出入口の数を必要最小限とし、家きん、資材、死体などの入出場の場所が可能な限り境界に位置するように設定しましょう。

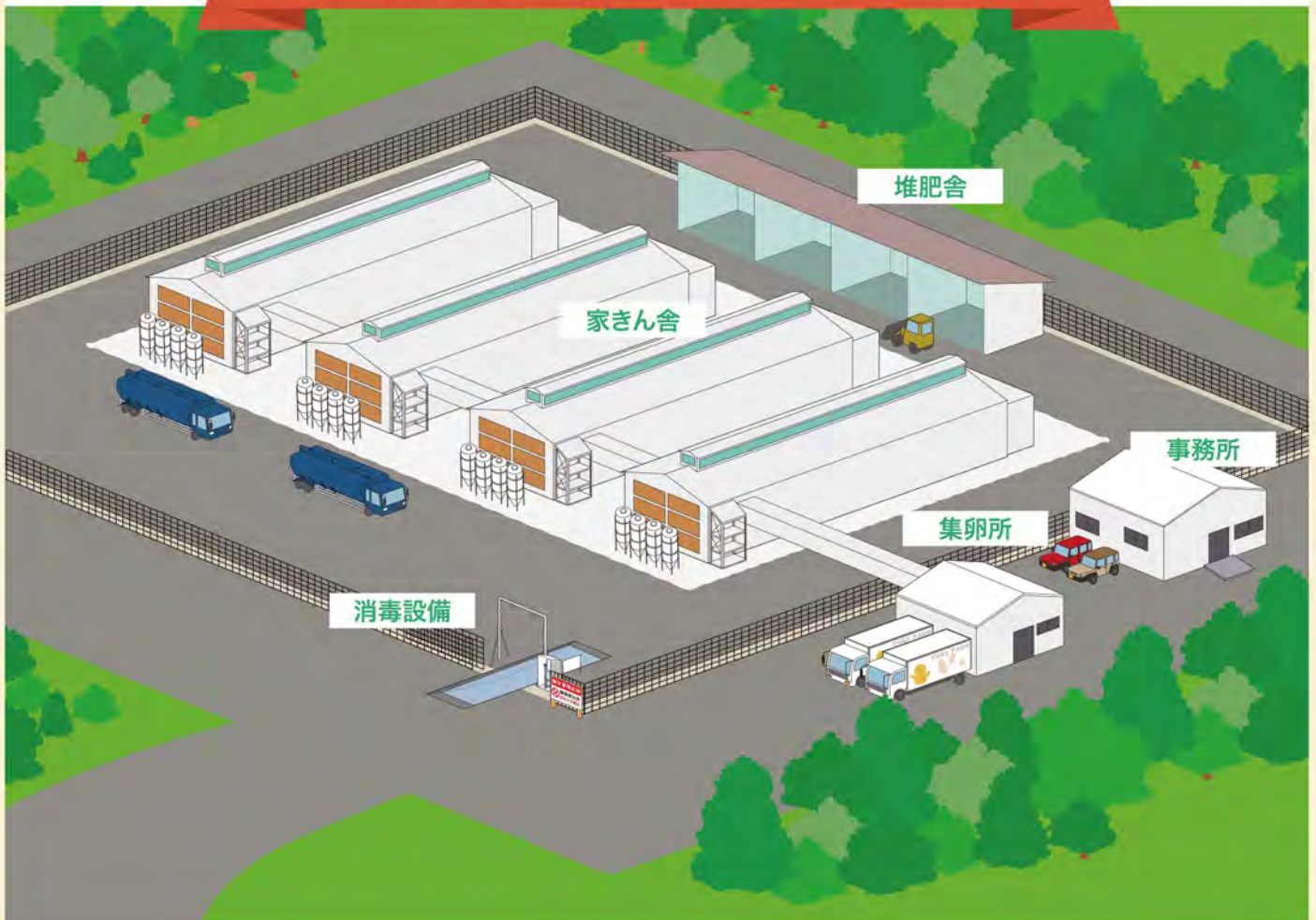
うちには堆肥処理施設もあるけど、これも衛生管理区域内だね。もちろん防鳥ネットも設置してますよ。うちの農場の平面図はこんな感じ。

衛生管理区域は柵で囲ったから一目瞭然でしょ。

集卵所は、農場との人や器具機械の行き来を完全になくして区域外としたんだ。



家きんの伝染性疾病対策を行っている農場の一例



飼養環境に関する事項

8 埋却等に備えた措置

伝染病にかかった家きんの死体は、一般的に薬剤による消毒だけでは病原体の散逸を防止することは困難です。

高病原性鳥インフルエンザのような伝染病にかかった家きんの死体は、埋却か焼却しなければなりません。埋却地は所有者が確保する必要があります。普段、耕作している土地でも埋却予定地として設定可能です。

どのくらいの広さの土地が必要なんですか？

150日齢以上の鶏で、100羽あたり0.7㎡が標準とされています。

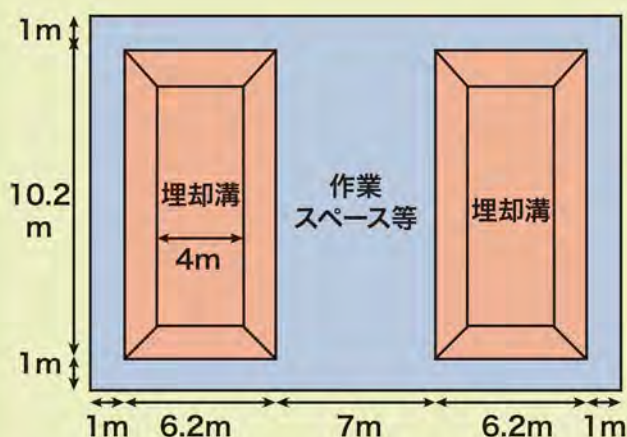


鶏の埋却に必要な標準的な面積例

8

埋却等に備えた措置

平面図



断面図



埋却可能羽数の計算例（鶏）

- ・埋却溝の底面積： $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$ （周囲1.1mは法面）
- ・成鶏100羽当たり必要な底面の面積： $0.178\text{m}^2/100\text{羽}$
- ・当該埋却地に埋却可能頭数： $64\text{m}^2 \div 0.178\text{m}^2/\text{頭} \approx 36000\text{羽}$
（100羽当たり必要な埋却地： $(12.2\text{m} \times 21.4\text{m}) \div 36000\text{羽} \approx 0.7\text{m}^2$ ）

注意!

- ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空けましょう。
- ② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。
- ③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくならないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

飼養環境・家さんに関する事項

9 愛玩動物の飼育禁止

ネズミ対策にネコを飼うのは問題ないですか？

衛生管理区域内での

ペットの飼育は禁止です。

禁止の理由は、家畜と共通の感染症にかかった又は病原体が付着した

ペットが衛生管理区域内外を

出入りすると、病原体を衛生管理

区域内に持ち込んで拡げたり、

逆に持ち出したりするリスクが

あるからです。

地域猫の対策には防護柵の設置など

が必要でしょうね。番犬はリードに

つないで飼育し、衛生管理区域に

入らないようにしましょう。



愛玩動物の共通感染症例

【出典：動物衛生研究部門HP、農林水産省HP】

サルモネラ症

媒介する愛玩動物

ネコ、イヌなど

症状

→ 症状について



感染したサルモネラ属菌の血清

型や動物の種類、月齢により

病型が異なり、急性敗血症型

(チフス様疾患)では発熱、食欲

不振、元気消失を呈した後、

敗血症死する。下痢症型では

悪臭を伴う下痢を主徴とし、

急性例の場合は早期に死に至る。

慢性に経過した場合、腸炎に

起因する脱水・消瘦などにより

発育不良となる。上記の症状に

加えて肺炎や流産を引き起こす

場合もある。

ふん便によって伝染する。

愛玩動物の飼育禁止・密飼いの防止

10 密飼いの防止

農場でたくさん鶏を飼育して、
美味しい卵をたくさんの人に食べて
欲しいですね。

そうですね。でも、鶏にストレスを
感じさせるほど過密な状況で飼養しては
ダメですよ。密飼いすると免疫力が低下し、
結果として、伝染病の発生リスクを高めて
しまいます。適正な飼養密度の目安は
以下のとおりです。



【出典】

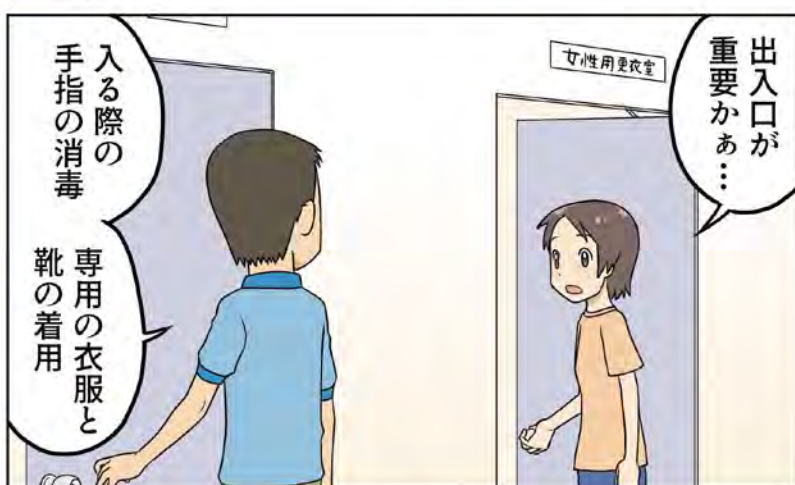
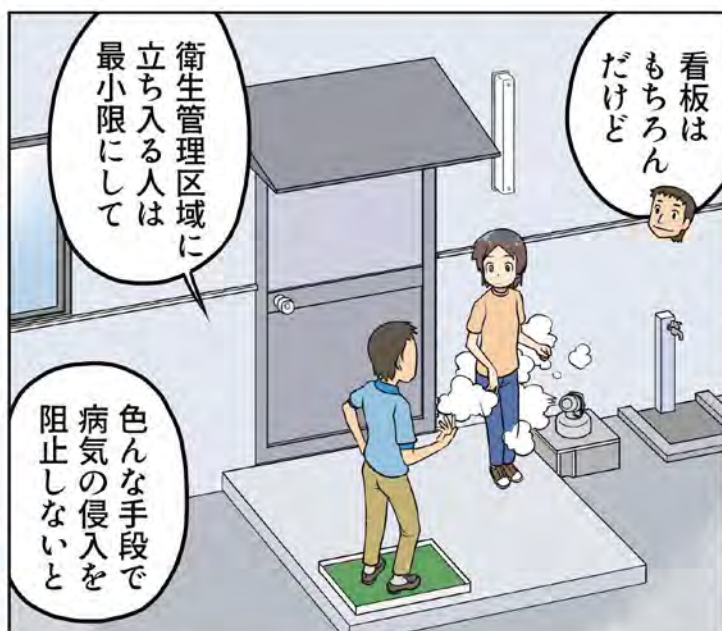
アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針

・第5版・令和2年3月・畜産技術協会

アニマルウェルフェアの考え方に対応したブロイラーの飼養管理指針

・第6版・令和2年3月・畜産技術協会





人に関する事項

11

11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

衛生管理区域に

入る人の管理は特に

重要です。必要のない人が許可なく入ってしまわ

ないように、**出入口の数を**

必要最小限にして、出入口

付近に近づく人が見える

ように「関係者以外立入

禁止」の看板などを

設置しましょうね。



▲衛生管理区域への立入制限の看板

14

衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限・他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

12

12 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

人が病原体を持ち込むリスクが

あるから、当日に他の畜産関連施設に

立ち入った人や、過去一週間以内に海外

から入国した人も、衛生管理区域に入る

のは遠慮してもらっているよ。

農場入場の際に、チェックシートで

確認しているんだ。



13

13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口には消毒

設備を設置して、衛生管理区域に入る

全ての人に手指の洗浄及び

消毒をしてもらうことになっ

ています。

また、衛生管理区域専用の

使い捨て手袋を用意

している農場もありますよ。



▲入口の消毒設備

14

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域内専用の衣服と

靴を設置して、衛生管理区域に入る

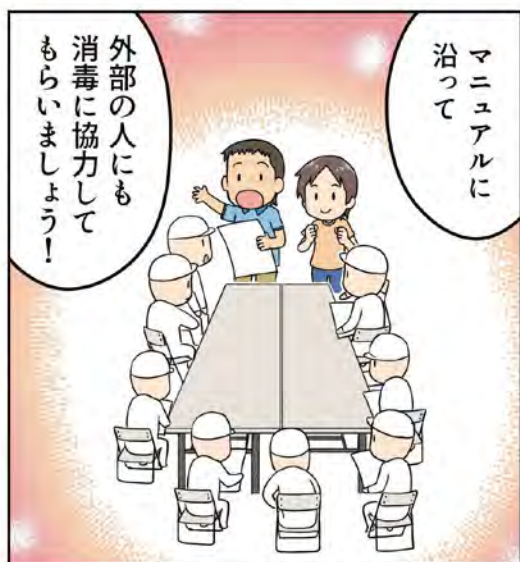
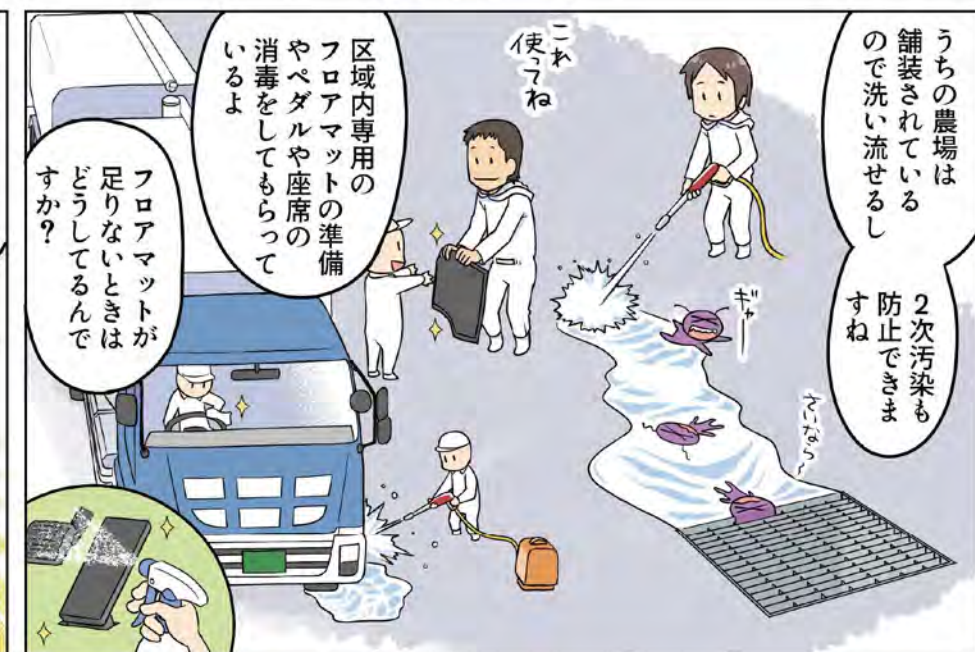
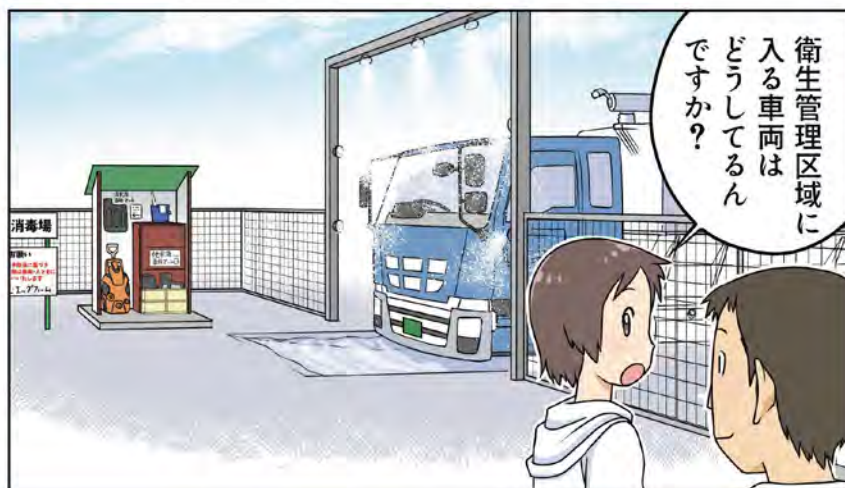
場合はしっかりと着用してもらっているよ。

衣服を着替える場所は、着脱前後の

衣服や靴が接触しないよう、すのこ等で

区域を分けて動線を区分しているんだ。





物品に関する事項

15

16

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

車の出入りも基本的に人と同じですね！衛生管理区域に出入りする際、病原体を持ち込んだり、病原体を持ち出したりしないように、必ず消毒してもらわないといけないですね。また消毒したかどうか記帳もお願いしないと。



そうですね。あとは、

洗い流した泥や汚れによる二次汚染を防ぐために、消毒場所をコンクリートなどで舗装したり、側溝へ洗い流せるようにする、または泥や汚れに消毒薬をしっかりと散布することが必要ですよ。また、農場内で使う車両を外に出した際は、区域外で消毒し、一晩乾燥させると効果的です。



衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等・他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

衛生管理区域内で

車両から降りるときに

気を付ける事はありますか？

車内における交差汚染を防ぐためにも、農場専用のフロアマット（洗いやすいゴム製のものなど）を準備したり、車両のステップ、アクセル、ブレーキペダル、ハンドルなども消毒しましょう。



16

他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設で使用し、又は使用したおそれがある物品は基本的に持ち込まないようにしましょう。どうしても持ち込む場合にはしっかりと洗浄、消毒しましょう。



消毒が必要な物品の例



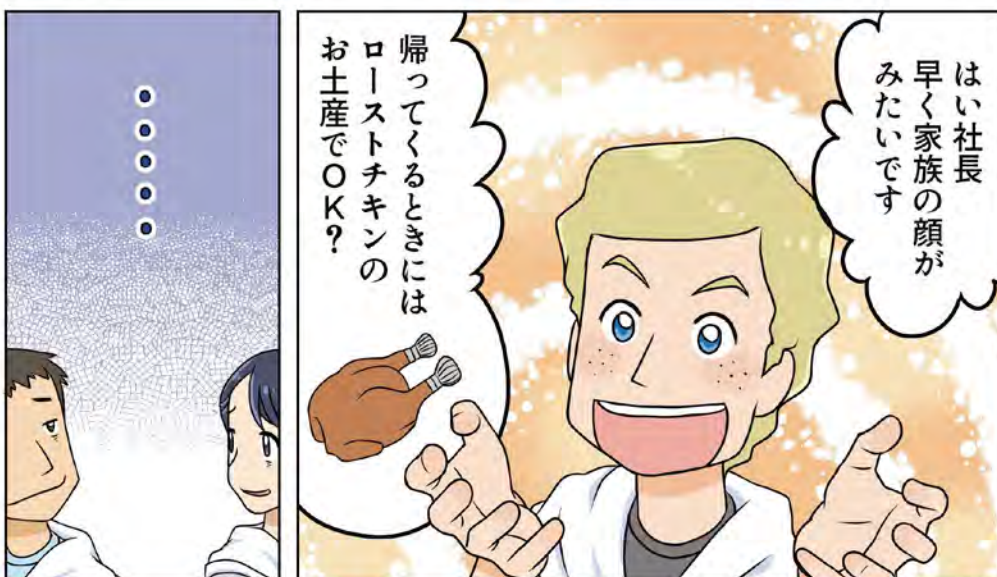
▲デジタルカメラ

▲工具箱

▲ステンレス製ハシゴ(三脚)



すむエッグファーム
獣医師
たま子先生



物品に関する事項 17 18

17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置・飲用水の給与

18 飲用水の給与

高病原性 鳥インフルエンザ ウイルス	対象物	環境状況	生残期間
	ふん便	15～35℃	～7日
		4℃	30～40日
	土 壤	4℃	13～14日

OIEのレポートより転載

絶対に海外の伝染病を農場に持ち込まないよう、みんなで注意しよう！



この二ヶ月というのは、鳥インフルエンザウイルスの環境中での生存期間を考慮して設定されているのですよ。どうしても持ち込む場合は、しっかりと洗浄・消毒する必要があります。



海外で使用した衣服や靴を二ヶ月間も衛生管理区域内に持ち込んではいけないうのはなぜですか。



井戸水を使用する場合は、検査が必要ですね。病原体に汚染されていないだけでなく、有害物質の混入がないことも、飲用に適した水の条件ですからね。井戸水を使用している他の農場では年に一回以上は水質検査をしていて、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングを実施していますよ。

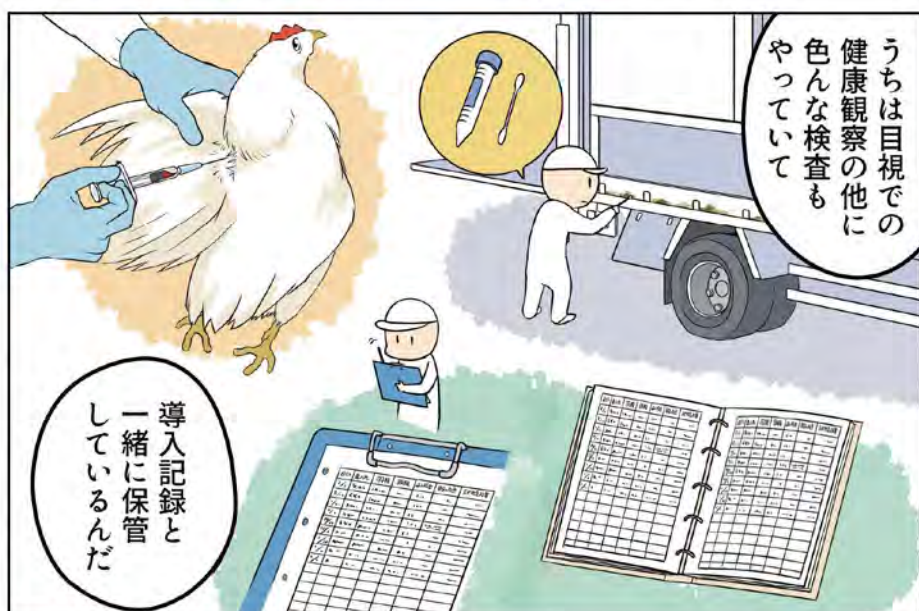


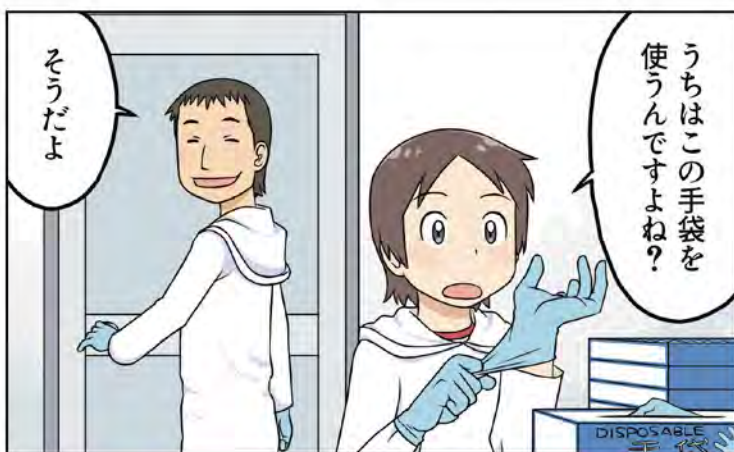
うちの農場は水道水だよ。



給水の水源は何を使っているんですか。







人・物品に関する事項

20

20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域内でも

病原体が存在している可能性がある

ことを前提に、判断・行動する

ことが大切です。

例えば、家きん舎に入る時も、手指を

洗って消毒するか、家きん舎専用の

手袋を着用しましょう。手袋は新しい

ものやしっかり洗濯したものを

使いましょう。



消毒効果を十分に得るため、

消毒の前に手を洗淨し

汚れ(有機物等)を除去すること!

家きん舎から

出るときも忘れずにね。



20

23

家きん舎に立ち入る者の手指消毒等・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
器具の定期的な清掃又は消毒等・家きん舎外での病原体による汚染防止

21 家きん舎ごとの専用の靴の
設置及び使用

家きん舎では、その家きん舎

専用の靴に履き替えましょう。

ただし、家きん舎間通路を通るなど、

病原体の汚染リスクがない状態での

移動では靴の交換は不要です。

衛生管理区域に立ち入るときと同じ

ように、靴を履き替える場所は、

着脱前後の靴が接触しないよう、

すのこ等で区域を分けて動線を

区分しましょう。



22 器具の定期的な清掃又は消毒等

家きん舎で使用する工具、

容器等は持込み・持出しの際に必ず

消毒しましょう。

その際には適切な消毒薬を定められた

希釈率で使用しましょう。

飼養管理に使用する器具は定期的に

清掃又は消毒をしましょう。



23 家きん舎外での病原体による汚染防止

衛生管理区域内であっても

病原体が存在している可能性が

あるから、家きんの飼養管理に必要な

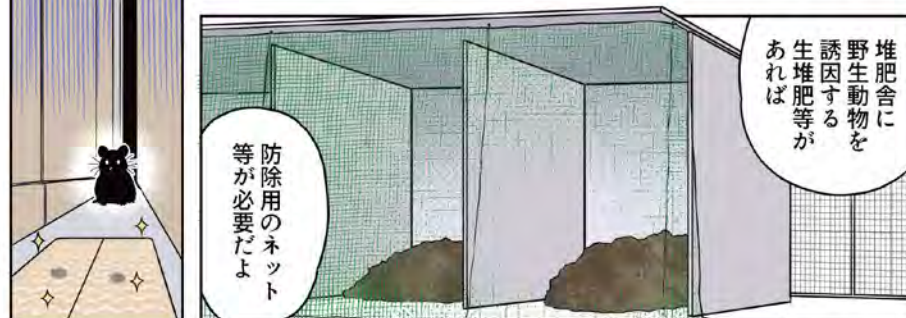
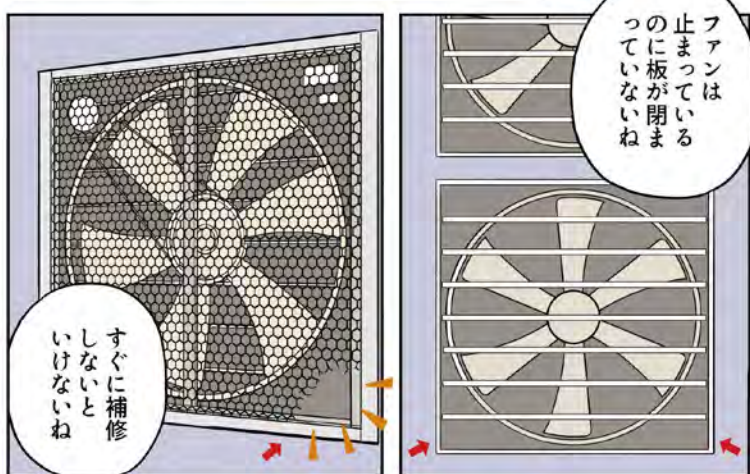
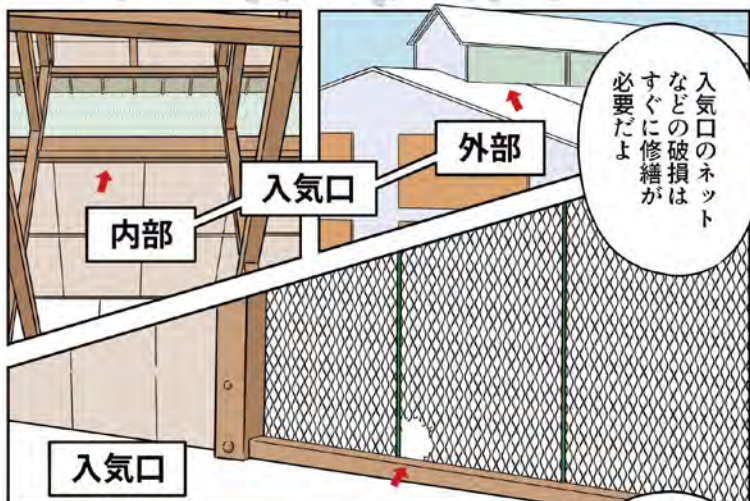
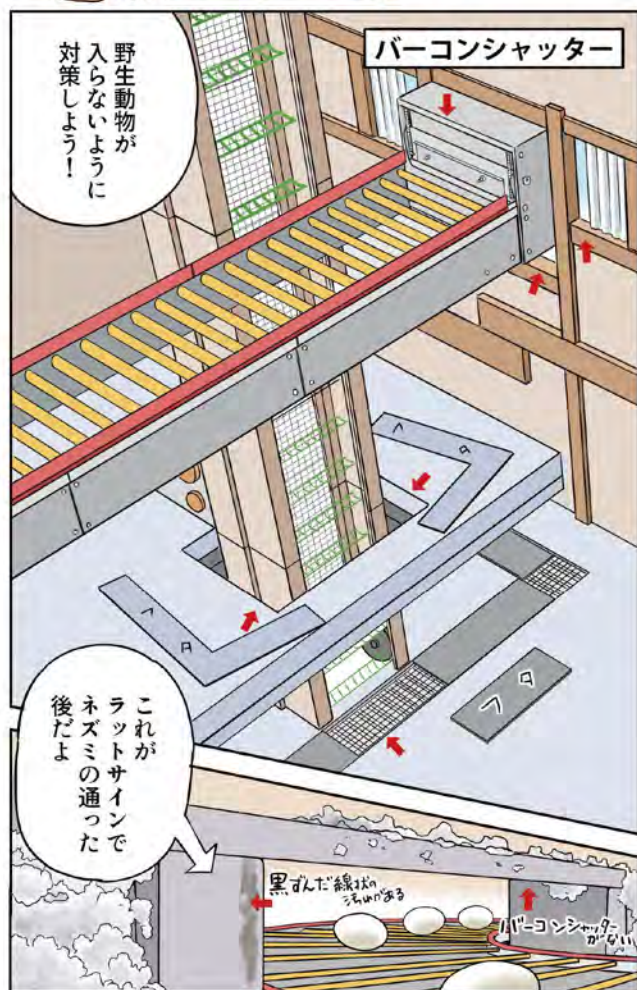
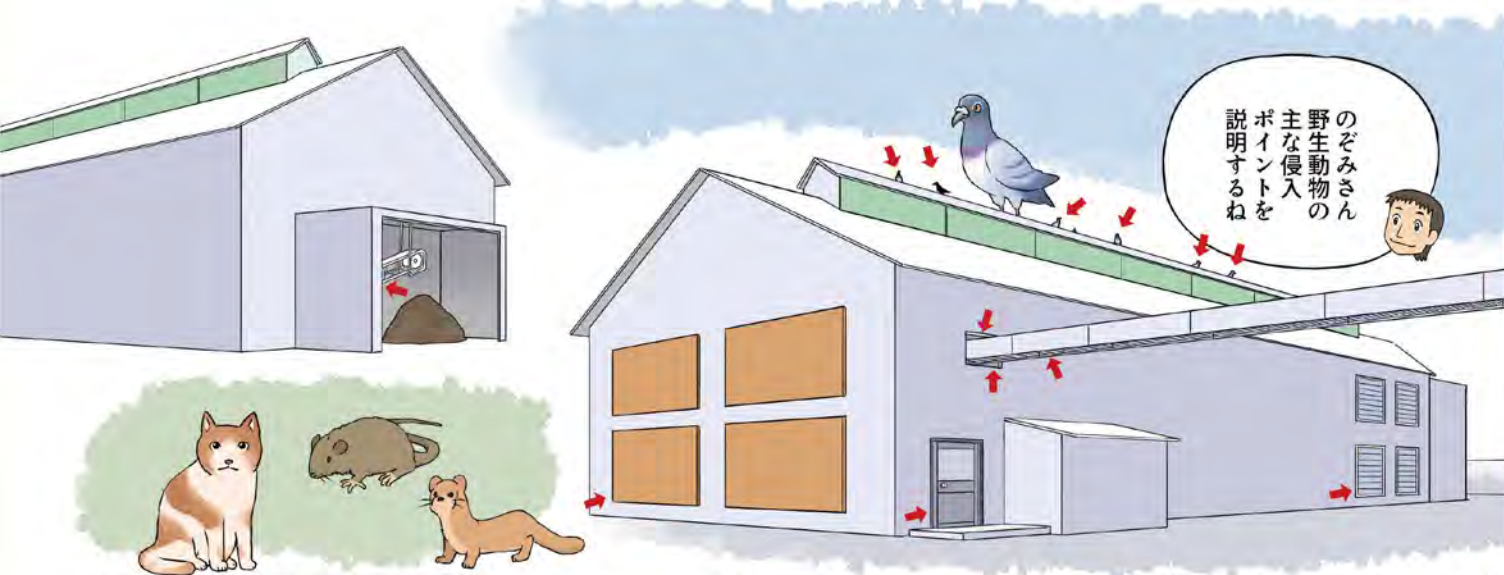
ない物品を家きん舎内に

持ち込まないようにしよう。



わかりました!





野生動物に関する事項

24

野生動物の侵入防止のための
ネット等の設置、点検及び修繕

野生動物の中で一番
気を付けなければいけないのは、
野鳥ですか？

鳥インフルエンザの発生
防止という観点から野鳥対策は
最も重要です。防鳥ネットの網目は

2cm以下のものを使い、破損があれば
すぐに修繕しましょう。

鳥インフルエンザの発生防止の
ためには、ネズミ、イタチなどの
小動物による病原体の持ち込みにも
警戒する必要があります。



野生動物の 侵入防止が必要な施設例

- ・畜舎
- ・給餌場所
- ・飼料保管庫
- ・堆肥舎
- ・死体保管庫



24

26

野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕・給餌設備、給水設備等への
野生動物の排せつ物等の混入の防止・ねずみ及び害虫の駆除

25

給餌設備、給水設備等への野生動物の
排せつ物等の混入の防止

野生動物の排せつ物などが
飼料や飲用水に混入すると、
伝染病が発生する可能性があるから、
それぞれに対策を行う事が
大切です。うちの農場では
こんな対策をしています。



飼料

蓋付き容器やタンクに貯蔵。
飼槽を定期的又は汚れた場合に
清掃。貯蔵場所などに野生動物が
侵入できないようにしている。

飲用水

飲用に適した水の場合であっても、
貯水施設に蓋を付け異物混入を
防止。給水設備を定期的に清掃。

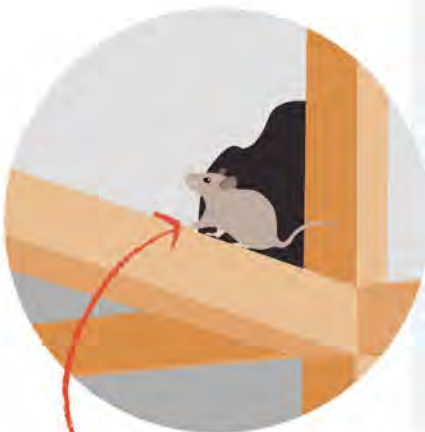
池、湖、川など
水辺は要注意！



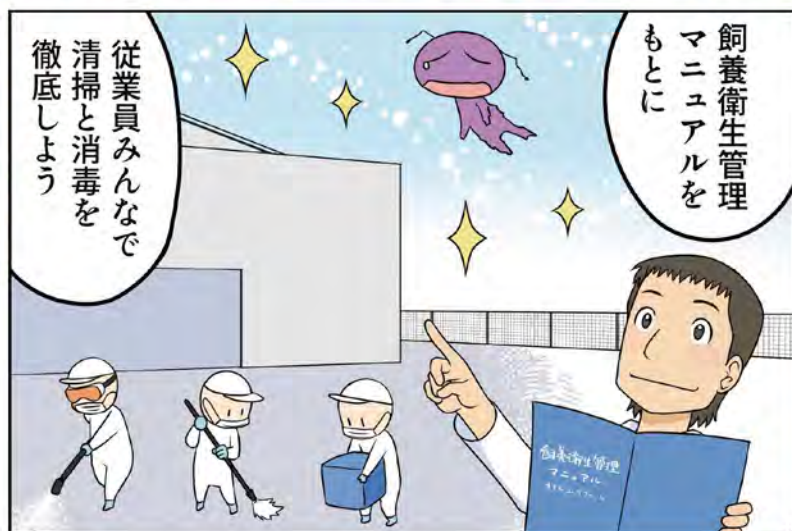
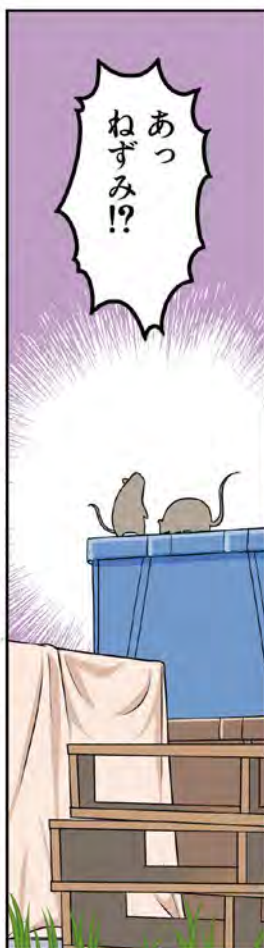
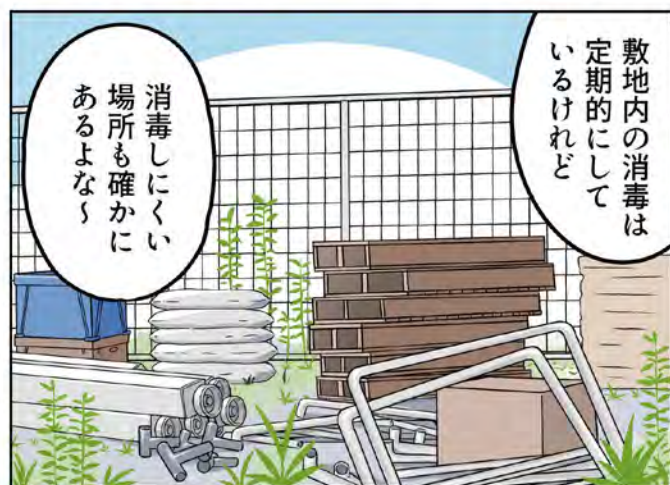
26

ねずみ及び害虫の駆除

ネズミ、ハエ等の害虫は
様々な病原体を媒介します。
病原体の侵入リスクを減らすために、
定期的に殺鼠剤や殺虫剤の散布、
粘着シートの設置などを繰り返して、
生息数を減らしていこう。
それと、ネズミは小さい穴でも
侵入するから、家きん舎の屋根や
壁面に破損があれば
すぐに修繕しよう。



▲屋根や壁など、修繕箇所



飼養環境に関する事項

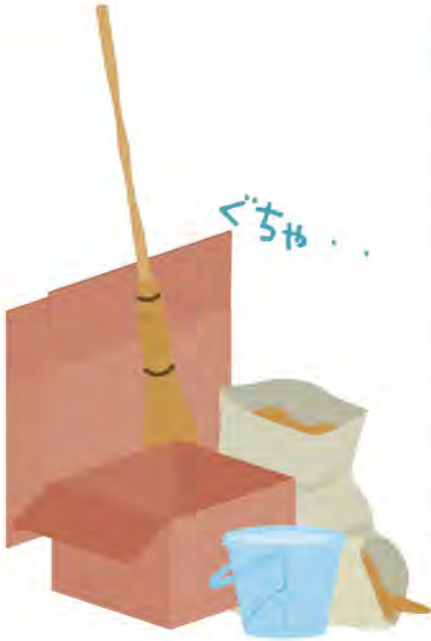
27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

野生動物が衛生管理区域内に侵入して動き回ることが、病原体が拡散するリスクになります。

区域内は、野生動物が隠れにくく

病原体が残存しないようにするため、不要な資材等の処分、除草及び資材や機材の整理整頓をして、敷地を定期的に消毒する必要があります。

除草や整理整頓ができていると、消毒も簡単ですね。



27 28

28 家きん舎等施設の清掃及び消毒

家きん舎の掃除の効果を最大限に出したいと思います。

施設の清掃や消毒は

飼養衛生管理マニュアルで方法を明記して、誰がやっても同じ効果が出せるように管理していきましょう。単にやれば良いというのではなく、実際に汚れがきれいになって、消毒ができているか、確認していく必要もありますよ。



うちの農場では、

鶏舎の鶏を全て入れ替える

「オールイン・オールアウト」を

しているわ。鶏がない

タイミングで、鶏舎内を徹底的に

洗浄・消毒しています。

鶏を伝染病から守り、卵の安全性を保つ上で有効な手法ですよ。



衛生管理区域内の整理整頓及び消毒・家きん舎等施設の清掃及び消毒

【特集】令和2年度の高病原性鳥インフルエンザ発生農場で確認された事案紹介

(疫学調査チームの現地調査結果)

鶏舎内のネズミの痕跡



集卵ベルトの隙間



鶏舎内で確認された野鳥のふん



鶏舎壁面の隙間



防鳥ネットの破損



発生鶏舎周囲の防鳥ネットの隙間



鶏舎側面の網の破損



カーテン及び金網の破損





家きん舎内壁の防鳥ネットの隙間



野生動物の侵入痕



扉の隙間



調査時に鶏舎内で確認されたカラス



集卵ベルトの鶏舎外開口部の隙間



発生鶏舎壁面の空隙

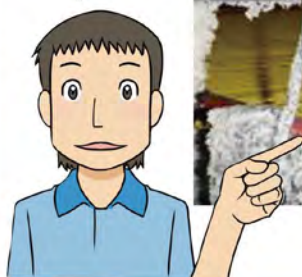


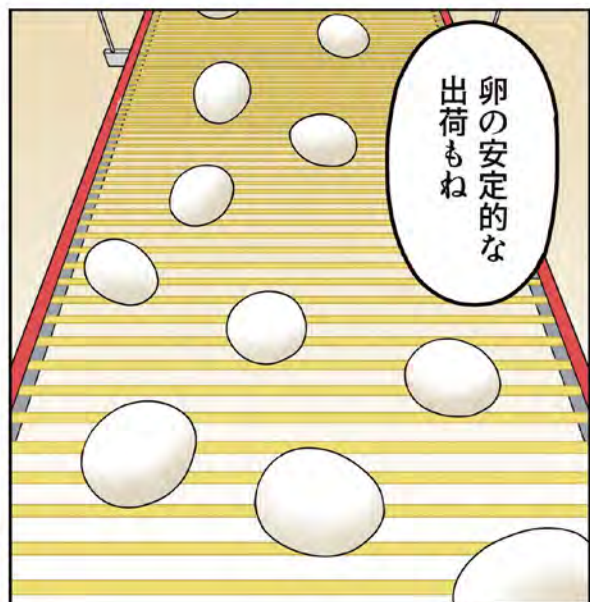
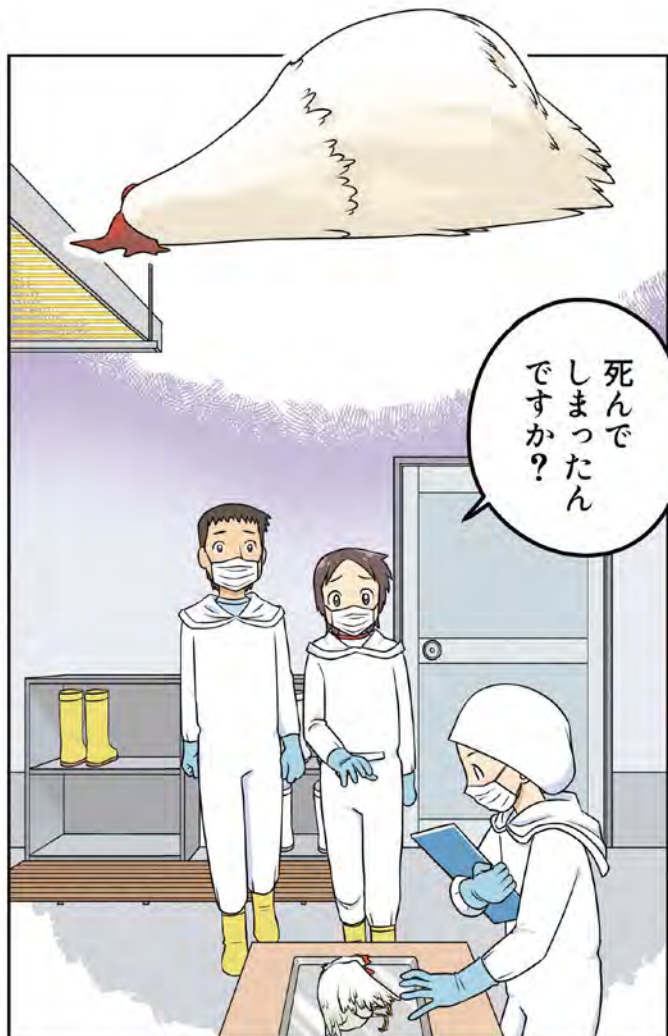
集卵バーコンベア鶏舎開口部の隙間



発生鶏舎の防鳥ネットの破損

冬が来る前に鶏舎の隅々まで
破損箇所がないか点検し、修繕しよう！





家きんに関する事項

毎日の健康観察

29 毎日の健康観察

毎日の健康観察のポイントは何か。

まずは、産卵率や死亡率が

変わっていないかチェックし、家きん舎内で異状がないか観察しましょう。

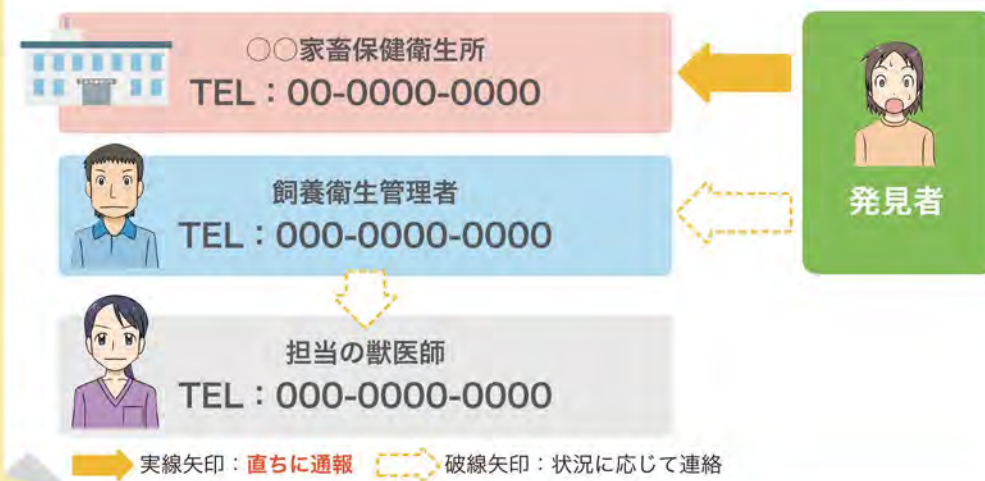
異状があった場合は家きん舎のどの場所か、羽数や症状をチェックし、毎日実施している飼養管理の中で、健康状態がいつもと変わらないか記録していきます。



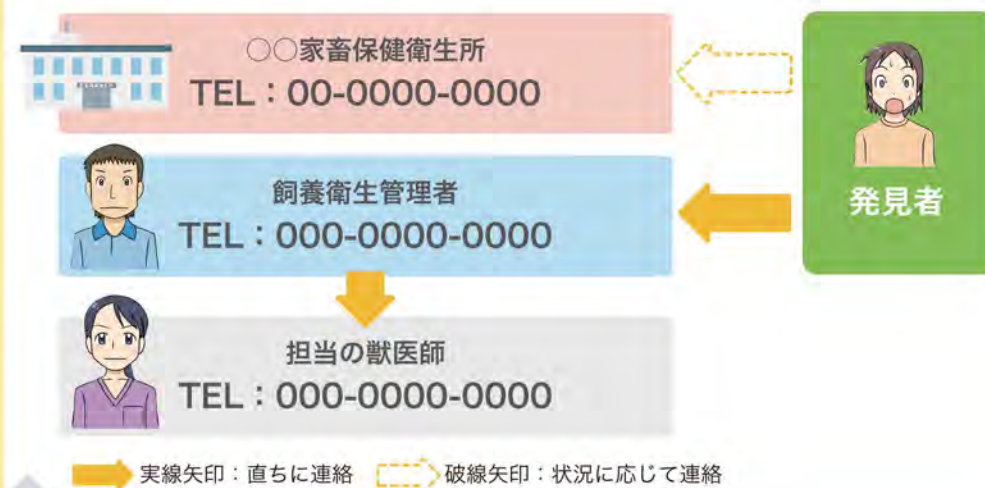
うちの農場では、万一、通常とは異なる行動や症状がみられた場合は、私の許可を得ずとも家保に通報することをマニュアル化しているんだ。
従業員にも徹底させていますよ。

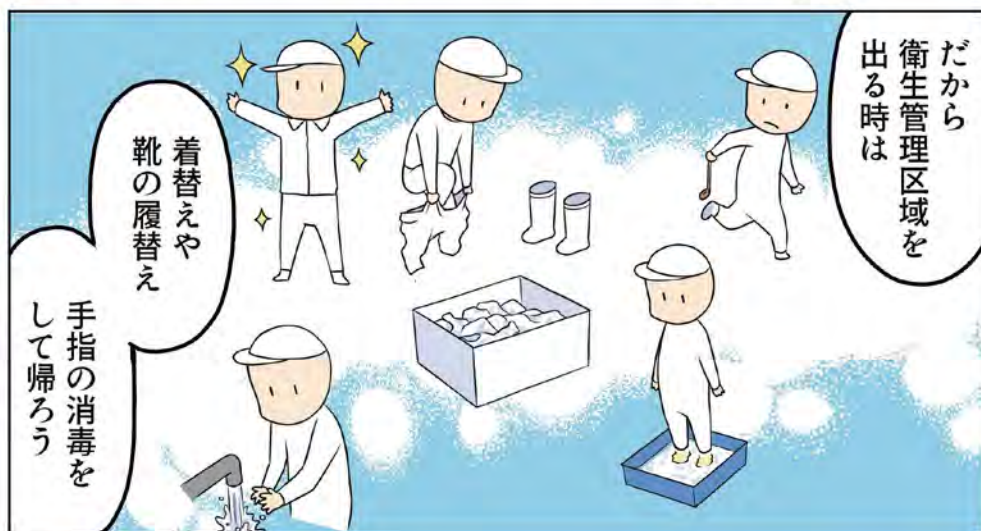
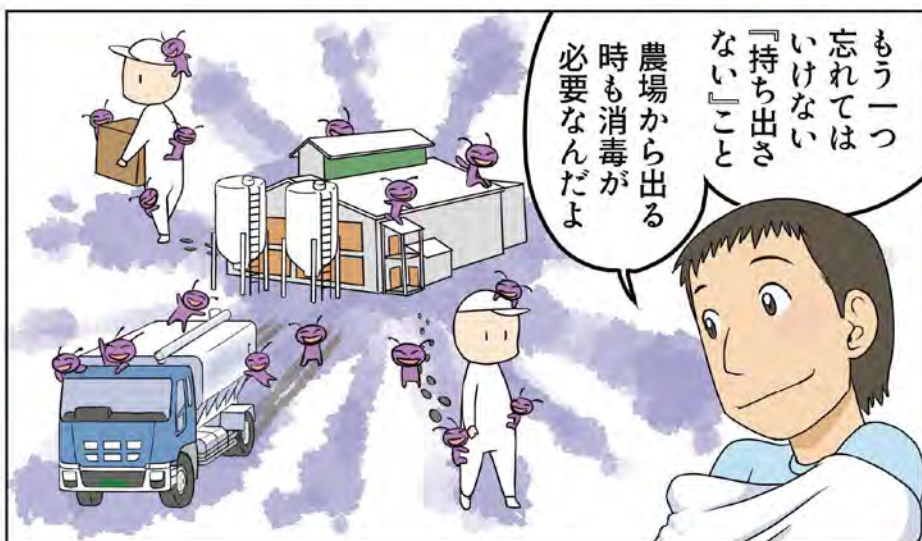
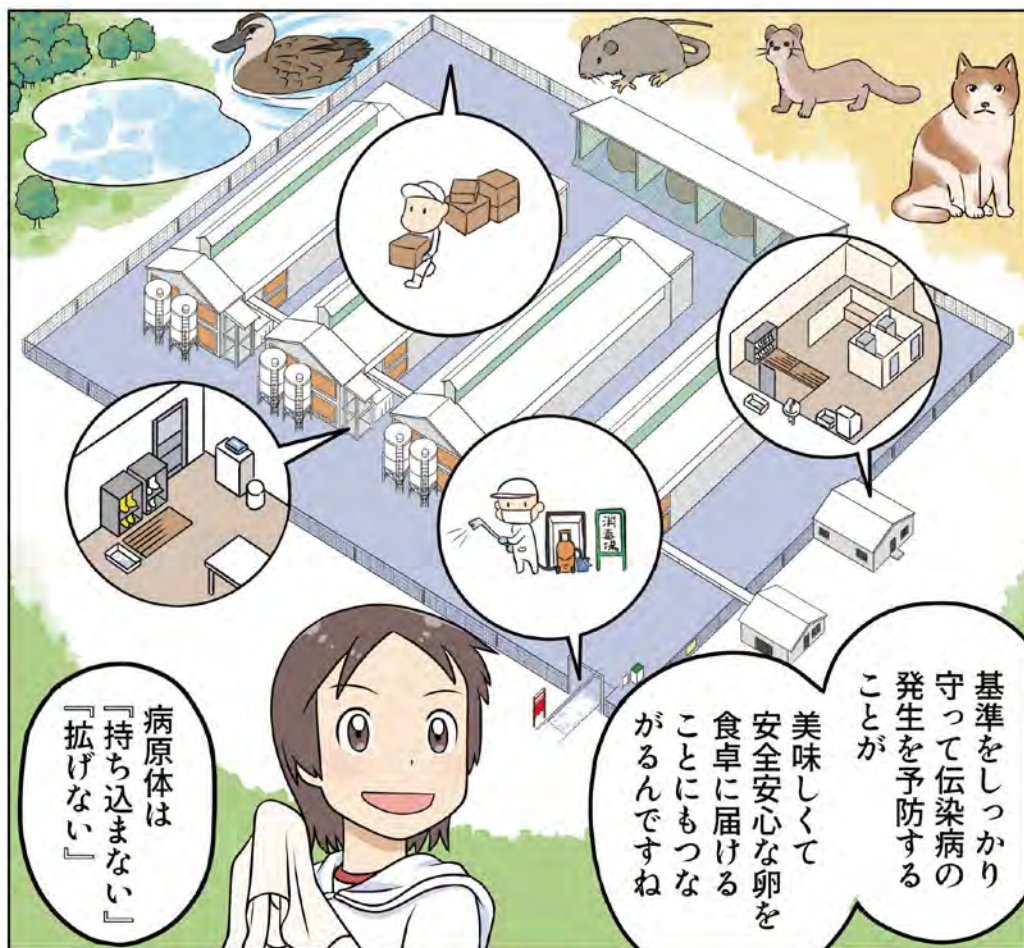
緊急連絡網の例

特定症状が確認された場合



特定症状以外の異状が確認された場合





人に関する事項

30

衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

病原体を持ち出さないためには、
衛生管理区域の出口付近での手指の
洗浄・消毒が重要ですね。

- ・ 病原体を持ち込まない
- ・ 区域内で拡げない
- ・ 区域外へ持ち出さない

衛生管理区域の入口と

出口は分けた方がよいのですか？

出入口は共通で結構ですし、

同じ消毒設備を使っても構いません。

衛生管理区域内で着用した手袋は定期的に
洗濯・消毒しましょう。使用後の使い捨て
手袋はゴミ袋に入れるなど、外側に
付着した病原体が区域外に拡散しないよう
注意しましょう。同様に区域内で靴を
履き替え、定期的に洗浄しましょう。



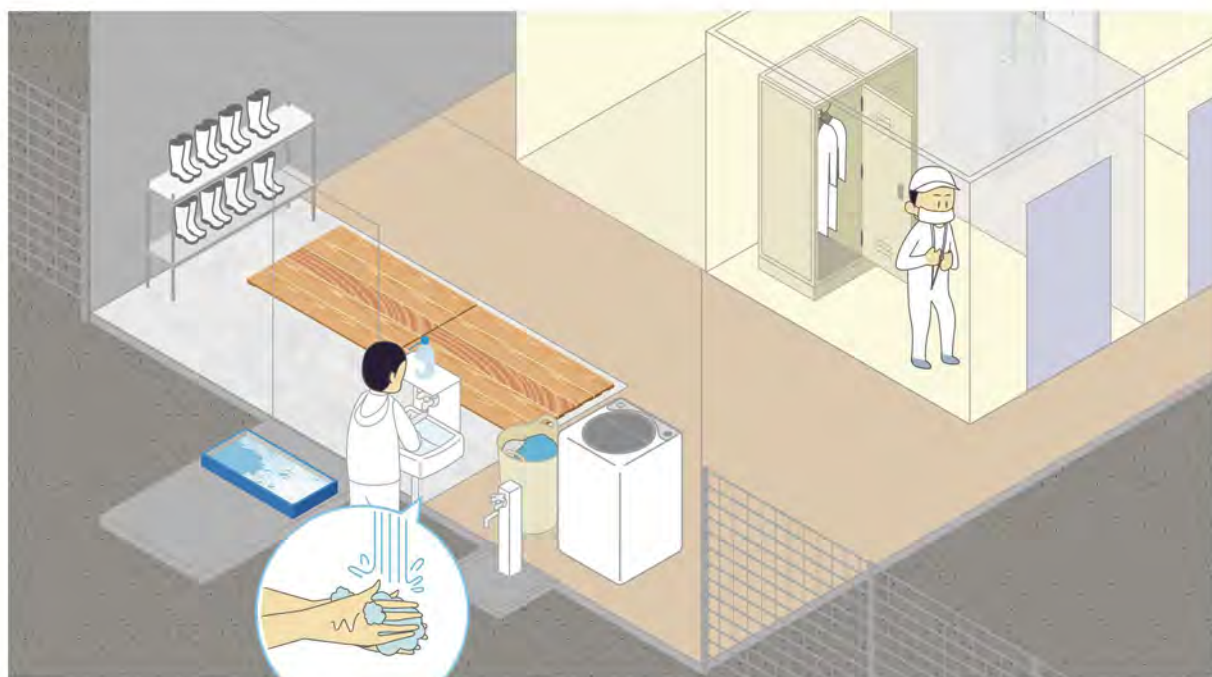
▲使用後の使い捨て
手袋はゴミ袋に入れる

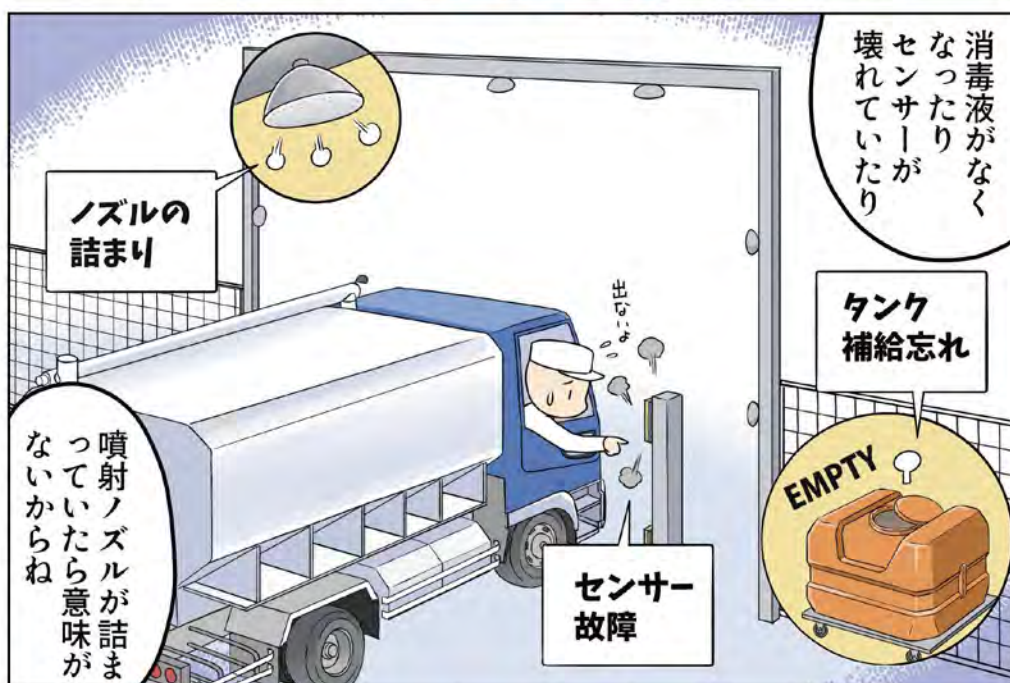
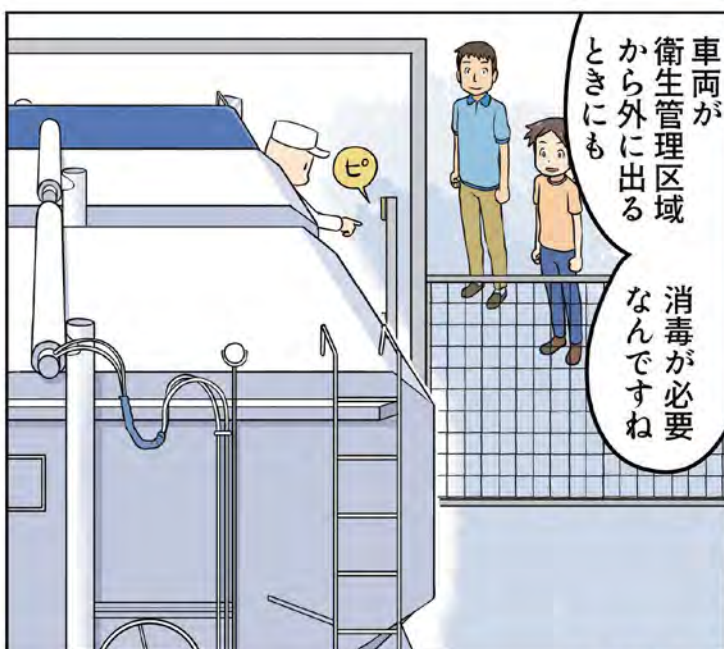
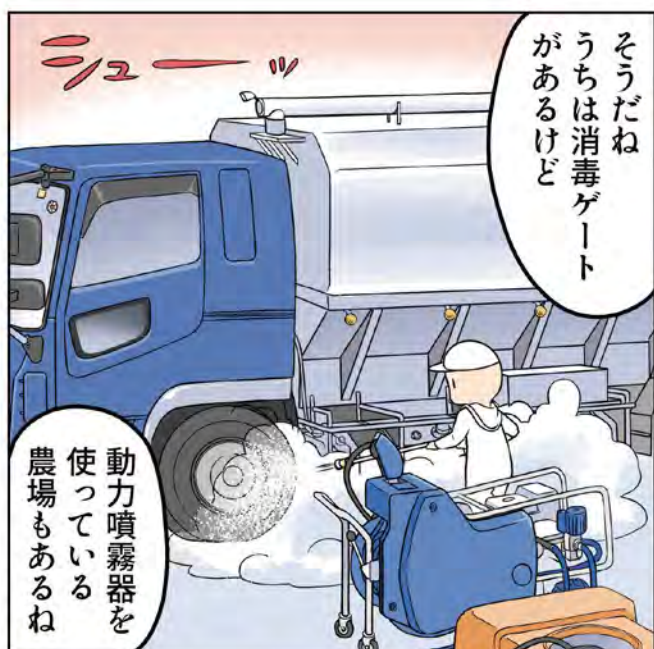


▲靴底までしっかりと
洗浄する



▲汚れが付着した
長靴をしっかりと洗浄





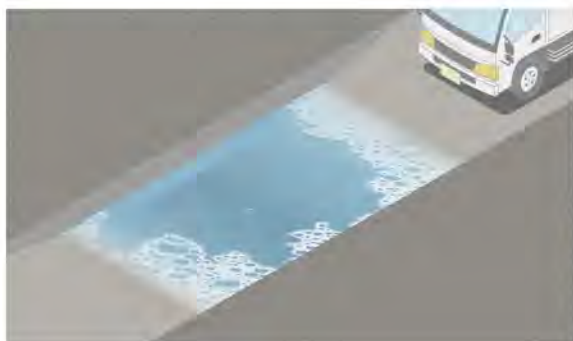
物品に関する事項

31 衛生管理区域から退出する車両の消毒

防疫は自分の農場に病原体を持ち込まないことも大事だけど、自分の農場から外に病原体を持ち出さないということも重要なので、農場に入るときと同様に出るときも車両消毒をしましょう。



車両の消毒には、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（長さは日常的に出入りする車両の長さの約二倍、その他十分な幅、適切な量の散布が必要。）など、それぞれの地理的状况に応じて適切な消毒設備を整備し、必ず車両消毒を実施することが大事です。



▲車両用消毒槽



▲動力噴霧器を用いた車両消毒風景

31

32

衛生管理区域から退出する車両の消毒・衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

衛生管理区域内から物品を持ち出すときには、必ず消毒をしましょう。

物品には何が含まれるんですか？

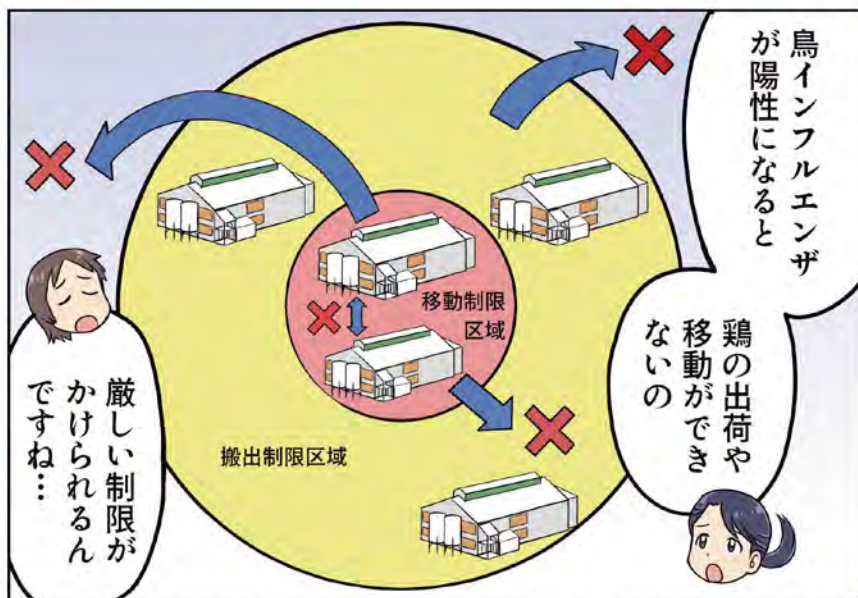
衛生管理区域内で使用した、病原体などが付着し又は付着したおそれのあるもの全てです。

衛生管理区域内の工事で使用する工具など、家畜の飼養に直接関係しないものも含みます。それぞれの素材に適した消毒方法で消毒するか、使い捨ての物は密封できる容器に入れて持ち出すようにしましょう。

極力不必要なものは衛生管理区域内に持ち込まないようにしよう。



▲不必要なものは持ち込まないようにすること



家きんに関する事項

33

家きんの出荷又は移動時の健康観察

出荷時も家きんに

異状がないか健康状態を

しっかりとチェックしましょう。

農場外への移動で家きんに

異状があれば、農場外へ

病原体を拡げてしまう

可能性があります。

家きんの死体又は

排せつ物も、農場外へ

移動させる場合は、

ブルーシートなどで

漏出防止策を行いましょ。

もちろん、特定症状が

出ていたら、出荷や

移動をしてはいけませんよ。

わかりました！



こんな症状を確認したら、速やかに家畜保健衛生所に通報を！

34

通報及び出荷・移動の停止！

※死体、畜産物、排せつ物、衛生管理区域内の物品等も含まれます

通報！

特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

33

35

家きんの出荷又は移動時の健康観察・特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

- ① 同一の家きん舎内において、1日の死亡率が当日から遡って21日間における平均の死亡率の2倍になっている場合
- ② 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
- ③ 5羽以上がまとまって死亡又はまとまってうずくまっている場合



〔農研機構動物衛生研究部門提供〕

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）
低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）



↑ HPAI・LPAIについて

35

特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

特定症状が見られなければ
出荷や移動してもよいですか？



特定症状がなくても、
死亡率の上昇や発育不良、下痢、
奇形卵等の異状が多い場合は
注意が必要です。

これらの原因が家きん舎内の
温度や管理失宜等とは言い切れ
ない場合、担当の獣医師の診療か
家保の指導を受けて、少なくとも
監視伝染病でないと判明するまで、
農場から家きん等の移動や出荷を
してはいけません。
農場から病原体を持ち出さない
ことが大事ですね。

消毒薬について 各消毒薬の効果の違いを理解し、適切な濃度で使いましょう！

消毒薬のポイント

- ・使用する前に、使用説明書をよく読みましょう。
- ・病原体によって効果のある消毒薬が異なるため、有効な消毒薬を選択しましょう。
- ・消毒対象によっては適さない消毒薬があるため、その特徴を確認しましょう。
- ・消毒薬の効果を十分に発揮するために、用法用量に従って適切な濃度に希釈して使用しましょう。
- ・ふん便などの有機物が残っていると、消毒薬の種類によっては、その効果が十分に発揮されません。できるだけ事前の水洗などで消毒対象の汚れを落としてから使用しましょう。
- ・消毒薬散布前の水洗は重要ですが、濡れたまま消毒薬を散布すると、消毒薬が希釈されますので、水洗後十分に乾燥させてから消毒しましょう。
- ・寒冷期には、消毒薬の加温、凍結防止剤の使用等の対策が有効です。

【参考：畜産分野の消毒ハンドブック（平成31年2月）
公益社団法人 中央畜産会】



↑ 詳細はこちら

注意 異なる消毒薬は水洗後に使用

家きん舎の消毒などで、同じ場所に異なる消毒薬を使用する場合は、基本的に水洗や乾燥後に使用しましょう。

消毒薬はpHの影響を受けるものが多く、

消毒薬が混ざると、場合によっては消毒効果が思うように得られなくなります。

（例1）酸性で効果低下：逆性石鹼、アルデヒド系など

（例2）アルカリ性で効果低下：塩素系、ヨウ素系、過酢酸、オルソ剤など

また、塩素系消毒薬がヨウ素系・過酢酸などの消毒薬と混ざった場合、塩素ガスの発生などのおそれもあるため注意しましょう。

注意 消石灰は濡らして使用

消石灰は液体と混ざる事で消毒効果を発揮します。

消石灰の粉を踏込消毒槽として使用する場合は、事前に踏込消毒槽等で長靴を濡らしておくなどの対応をしましょう。

また、家きん舎周囲の消毒など野外に散布して使用する場合に、消毒効果の発揮まで時間がかかります。

消毒効果を保ち続けるため、頻繁に撒きなおしましょう。

※消石灰は液体と混ざりアルカリ性となるため、踏込消毒槽通過後に消石灰散布面を歩く場合は、アルカリ性でも効果が低下しない逆性石鹼などを踏込消毒槽に使用しましょう。



		消毒薬の種類							
		逆性石鹼	オルソ剤	ヨウ素系	塩素系	グルタルアルデヒド	過酢酸	アルコール類	消石灰石灰乳
病原体の種類 △○…効果有 ×…効果無	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽胞菌	×	×	△	△	△	△	×	×
	ウイルス(エンベロープ有)	△	△	○	○	○	○	○	○
	ウイルス(エンベロープ無)	×	×	△	○	○	○	×	△
	コクシジウム	×	○	×	×	×	×	×	○ (物理的封込)
消毒対象 △○…適用 ×…不適 消毒薬種類により不適	手指	○	×	○	△	×	×	○	×
	踏込消毒槽	○	○	△	△	○	○	×	○
	車両	○	×	×	△ (腐食性有)	○	×	○ (車内)	○ (タイヤ)
	敷地内	△	×	×	△	○	×	×	○
	畜舎・設備・器具機材	○	○	△ (腐食性有)	△ (腐食性有)	○	△ (腐食性有)	○ (器具機材)	○
	飲水	○	×	△	△	×	×	×	×
	畜体	○	×	○	△	×	×	○ (注射時)	×

一般細菌 --- 大腸菌、サルモネラ属菌など 芽胞菌 --- クロストリジウム属菌など

ウイルス(エンベロープ有) --- インフルエンザウイルス、ニューカッスル病ウイルスなど

ウイルス(エンベロープ無) --- アデノウイルス、鶏貧血ウイルス、IBDウイルスなど

※消毒薬の種類や用途により、休業期間が発生するおそれがあるため、使用にあたっては販売業者や獣医師に相談しましょう

消毒液原液量 (mℓ)		水(ℓ)			
		2	10	100	500
消毒液の希釈倍率(倍)	100	20	100	1000	5000
	500	4	20	200	1000
	1000	2	10	100	500
	2000	1	5	50	250

表を参考に、作りたい消毒液の希釈倍率と水の量を確認して、消毒薬と混ぜましょう。

消毒液の作成方法



用語集

■飼養衛生管理基準

家きんの所有者がその飼養に係る衛生管理の方法に関し遵守すべき基準のこと。

■衛生管理区域

家きんを飼養する家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所、飼料タンク、飼料保管庫、給餌場所、堆肥舎、死体保管庫、家きんに触れたものが消毒や衣服、長靴の交換などを行わずに行動する範囲を全て網羅した区域のこと。

■飼養衛生管理者

衛生管理区域ごとに選任された、飼養衛生管理の責任者のこと。家きんの所有者自ら管理者となることも可能。

■飼養衛生管理マニュアル

(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項

(3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起

(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止

(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

(8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9) 農場における防疫のための更衣

(10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

全10項目を、家畜保健衛生所や獣医師等の専門家の意見を反映させて作成したマニュアルのこと。

※当該マニュアルを印字した冊子を配布し看板を設置するなどして、従業員や外部事業者に遵守してもらうよう周知・徹底を行うこと。

■衛生管理記録

衛生管理記録は、以下の事項を網羅しており、少なくとも1年間保管すること。

(1) 当該農場の従事者以外が衛生管理区域に立ち入る場合には、以下の項目について記録をすること。

「氏名」「住所又は所属」「年月日」「目的」

「消毒の実施の有無(人と車両について記載

すること。消毒台帳は衛生管理区域の出入口に設置し記録すること。」「過去1週間以内の海外での滞在歴」「滞在した全ての国又は地域の名称」「その国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無」

※観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称を記録すること。

(3) 導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日を記録すること。

(4) 出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日を記録

すること。

(5)飼養する家きんの羽数、日齢及び異状の有無を記録すること。異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況を併せて記録すること。

(6)家畜保健衛生所、獣医師等からの当該農場への指導の内容を記録すること。

■監視伝染病

家畜伝染病予防法に定められた、28疾病の家畜伝染病と71疾病の届出伝染病の総称。

■伝染病

感染症のこと。家きんの伝染性疾病すべてを指す。

■病原体

細菌、ウイルス、寄生虫などのこと。

■家保

都道府県に設置された、家畜保健衛生所の略称。

■家畜防疫員

主に家畜保健衛生所に勤務している、都道府県知事に任命された都道府県職員の獣医師等のこと。家きんの伝染性疾病の

検査や飼養衛生管理基準の遵守指導等の業務を通じて、畜産の振興、食の安全安心に貢献している。

■担当の獣医師

農場ごとに定められた、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている獣医師のこと。

■特定症状

農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のこと。

■埋却地

家畜伝染病予防法の規定に基づく、家きんの死体の埋却用として供する土地のこと。家きんの所有者は、その土地を確保する必要がある。

■まん延、伝播

伝染病が地域、農場間で拡がること。

病原体が家きんへ感染して拡がること。

■機械的伝播

昆虫などが、体に付着した病原体を運び、周囲に拡げていくこと。

■有機物

生物に由来する炭素原子(C)を含む化合物。動物のふんや体液、肉など。

■二次汚染

病原体に汚染された手指、長靴、泥、家きんなどを介して、他の人、物や場所が病原体に汚染されること。

■HPAI

高病原性鳥インフルエンザ
(Highly pathogenic avian influenza)
の略称。

■LPAI

低病原性鳥インフルエンザ
(Low pathogenic avian influenza)
の略称。

■へい死

動物が倒れ死ぬこと。



公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2
第2ディーアイシービル9F
TEL.03-6206-0835